

2015年6月1日

各 位

明石工場事務所
勤労部 勤労課

川崎倶楽部利用対象者範囲の見直しについて

明石工場の構外にあった川崎倶楽部を昨年4月に構内に移転してから、1年が経過しましたが、この度、利用対象者範囲の見直しを行いましたので、ご案内いたします。

記

1. 利用対象者

- (1) 川崎重工業及び関連企業の従業員（派遣社員を含む）。
- (2) 上記(1)のOB及び(1)が所属する部門の業務上の関係者（取引先等）。
但し、上記(1)による利用申込み、同席が必須。

2. 申込み要領

- (1) 申込先：川重サービス(株) サービス部 サービス課（以下「KSK」という）
担当：難波（TEL 内線 7-61-2544）
 - ① 電話またはイントラネットにて利用希望日の部屋の空き状況を確認してください。
 - ② 電話にて申込みを受付後、「利用申込書」を提出して下さい。
- (2) 利用申込書に必要項目を記載し、押印の上、KSK担当者（難波）に送付してください。
*利用者の中に「川崎重工業及び関連企業の従業員（派遣社員を含む）」以外の方やOBの方が含まれる場合は「川崎倶楽部利用者名簿（従業員以外）」を添付してください。
*他事業所の方のみで利用される場合は「理由書（他事業所利用時）」を添付してください。
- (3) 「利用申込書」受領後、KSK担当者から「利用書」を送付します。「利用書」は利用当日、川崎倶楽部の受付にお渡しください。

3. 利用料金のお支払

川崎倶楽部ご利用後（1日～3日）、請求書を利用代表者に送付いたします。

- ・会社支払の場合 記載の原価部門番号（W/O）に振替します。
- ・個人払いの場合 現金をKSK担当者までご持参ください。

ご質問等がありましたら、KSK担当者（難波 TEL 7-61-2544）までお問い合わせください。

以 上